ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地及び昭和三十一年建設省告示第千八百三十六号で指定した土地の区域を除く。）

京都府宇治市
西笠取下荘川西　二番
二番地先道路敷
三番
三番地先道路敷
七番乙
七番一
七番一地先河川敷
八番一地先河川敷
八番二地先河川敷
一六番一地先道路敷
一七番一
一八番
西笠取引坂
一三番
一四番
一五番
一七番
二四番八地先道路敷
三五番
三七番
三八番

三十号及び三十一号
三十二号
三十三号及び三十四号
三十五号
三十六号及び三十七号
三十八号
三十九号から四十四号まで
四十五号から四十八号まで
四十九号から五十二号まで
一号及び五十三号
二号
三号から五号まで及び九号
二十七号及び二十八号
二十三号から二十六号まで及び二十九号
二十一号及び二十二号
十七号及び十八号
十六号
十号から十五号まで
六号から八号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中ノ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷、道路敷及び二線引畦畔
京都府綴喜郡宇治田原町大字湯屋谷
小字大滝
一番一及び一番二
二番から九番まで
三番地先無番地
六番地先無番地
一〇番一及び一〇番二
一一番及び一二番
一四番一から一四番三まで
一四番地先無番地
一五番一及び一五番二
一六番一及び一六番二
一七番から一九番まで
一九番一
二一番及び二二番
二四番から三四番まで
二六番一、二六番二及び二六番五
三五番一及び三五番二
三六番一及び三六番二
三八番
四一番及び四二番
四三番一及び四三番二
四四番
四六番及び四七番
四九番及び五〇番
小字中谷
二五番から三一番まで
二九番乙
三〇番一
三三番
三四番一及び三四番二
三五番及び三六番
小字蛭ヶ谷
三〇番
三九番
四〇番一及び四〇番二
四一番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和十二年内務省告示第四百五十五号で指定した土地の区域を除く。）
京都府綴喜郡宇治田原町大字湯屋谷
小字蛭ヶ谷　三〇番　四号
三二番　五号から七号まで
三二番地先河川敷　一号及び二号
四〇番一　三号

○国土交通省告示第七百八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
母山谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大阪府泉佐野市上之郷
四三〇七番　一号
一〇三〇番　二号
四三〇五番　三号から五号まで
一〇二八番　六号
一〇二六番　十五号から十七号まで
一〇二五番　十八号及び十九号
一〇〇〇番　二十号
大阪府泉佐野市日根野
四八五三番　七号
四九六五番一　八号
四九六四番七　九号及び十号
四九六三番一　十一号
四八五四番　十二号
四九六一番二の二　十三号
四九六一番三　十四号
(三)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
川西谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大阪府豊能郡豊能町吉川
二二六番　一号
三三七番　二号から四号まで
二〇七番一　五号から八号まで
七八六番　九号

○関東地方整備局告示第三百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
成田市十余三字四本木一〇四番五地内	前	一五・五メートル～一五・五メートル	三四・二四キロメートル
	後	一五・五メートル～一五・七メートル	〇・〇一〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所